

月報私学

12 2007
VOL.120

日本私立学校振興・共済事業団広報



桃山学院大学クリスマス礼拝

【写真提供：学校法人桃山学院（大阪府和泉市）】

CONTENTS

就任あいさつ 文部科学大臣 渡海 紀三朗	2
私立大学等経常費補助金 会計検査院の現地検査結果 ／平成19年度 私立大学等経常費補助金第一次交付	3
リレー連載 再生へのキーワード 第5回 産業界の期待と大学の存在意義 味の素株式会社顧問 山野井 昭雄	4
学校の経営改革事例 短期大学の学生募集活動 ―埼玉女子短期大学（埼玉県日高市）の事例―	6
受配者指定寄付金 Q & A	8
共済事業の年間報告（平成19年）／ガーデンパレスの年末年始期間中の営業	9
特定健診・特定保健指導 ―特定健診データの提供方法など、事務処理の流れ	10
平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします（2）	12
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

就任あいさつ



私立学校の更なる発展に向けて

文部科学大臣 渡 海 紀三朗

このたび文部科学大臣を拝命いたしました渡海紀三朗でございます。「月報私学」の紙面を通じ、私学関係者の皆様に就任の御挨拶を申し上げます。

我が国の学校教育は、国公私立の各学校在それぞれの特徴を生かし、その普及と発展が図られてきました。中でも私立学校は、これまで長い歴史と伝統に培われた独自の校風や教育理念に基づく個性豊かな教育を積極的に行うとともに、近年では多様化する社会のニーズに応じて特色ある教育研究活動をより一層積極的に展開することにより、学校教育の発展や地域の活性化に多大な貢献をされてきました。私学関係者の皆様方の日頃のご尽力に、心より感謝申し上げます。

平成十八年十二月に改正されました教育基本法の第八条には、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければ

ならない」と規定され、私学振興の必要性和重要性が改めて認識されました。これは、私立学校に対する国民の大きな期待を反映したものであります。

このように私立学校に対する社会の期待は以前にも増して大きなものがあり、各学校が改革に取り組み、真に質の高い教育研究を実現するための好機といえます。そのため、これまで新しい教育形態に関して様々な先導的試みを実行してこられた私立学校が、今後も率先して改革に取り組み、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育研究の更なる展開によって、一層発展していくことを切望するものであります。

以上の観点から、文部科学省では、これまでも私学助成の充実をはじめ、私学に対する寄付金に係る税制上の優遇措置など様々な施策を行ってまいりました。私としても、今日における私立学校及び私立学校教育の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、引き続き最大限の努力を行ってまいりたいと考え

えております。

近年、少子化の進行により、就学者が減少し、学校間の競争が激化するなど、私立学校を取り巻く経営環境は大きく変化しています。

このような状況において、私学振興のための事業を総合的かつ一体的に実施する機関である日本私立学校振興・共済事業団の果たす役割はますます重要になってきています。日本私立学校振興・共済事業団が従来の業務の充実強化はもとより、特に経営支援業務の一層の展開を図ることなどにより、文部科学省とともに私学振興に積極的に取り組まれていくことを期待しています。

我が国の教育において大きな役割を担っている私立学校の関係者の皆様の日頃のご努力に改めて敬意を表し、私学振興のために全力で取り組んでまいる所存でありますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金に係る平成十九年の会計検査院の实地検査は、十八年十月から十九年七月までの間に、四九法人（大学法人四七、短期大学法人二）、七八校（大学五一校、短期大学二七校）に対して行われ、終了しました。

検査は、補助金全般に対して行われましたが、主に次の点に着目して実施されました。

- ・一般補助の認定関係…補助金算定の対象となった専任教員・職員が所定の要件を満たしているか
- ・収入支出調査関係…補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか

- ・特別補助の項目…補助金算定の対象とならない学生等や対象外の経費が含まれていないか

その結果、交付要件の不備により会計検査院から、「補助金が過大に交付されている」とされ、不当との指摘を受けた法人が四法人ありました。

この指摘内容は、

①専任教員の認定において、雇用契約が一年未満の者が含まれていた。

②奨学加点の算出の基礎となる経済的修学困難な学生に対する奨学費支出に対象外の支出が含まれていた。

③特別補助の「社会人の受入れ」の算定の対象となる学生数に社会人に係る特別の入学選抜による受入れ学生ではない学生が含まれていた。

④特別補助の「高校生の受入れ」の算定の対象となる学生数に科目等履修生としての受入れではない学生が含まれていた。

というものです。これらの誤りには、「調査票作成に当たり、補助要件の確認が十分でなかった」という要因があります。

今回指摘を受けた学校法人だけでなく、各学校法人におかれましても、補助金の算定基礎数に誤りがないか、補助要件や調査票記入要領等の確認をお願いします。

以上、昨年に引き続き不当事項の指摘を受けたことは残念な結果と言わざるを得ません。

各学校法人におかれましては、不当事項の指摘例を踏まえ、補助金にかかる各種調査票の作成及び作成後の内容確認等におきまして、ご注意くださいようお願いいたします。

平成19年会計検査院实地検査状況

区分	大学		短大		高専		計	
	法人数	学校数	法人数	学校数	法人数	学校数	法人数	学校数
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
東北	4	4	0	0	0	0	4	4
関東	4	7	1	3	0	0	5	10
東京	24	23	0	10	0	0	24	33
中部	4	4	0	3	0	0	4	7
近畿	4	5	0	4	0	0	4	9
中国	4	5	0	4	0	0	4	9
四国	3	3	1	3	0	0	4	6
九州	0	0	0	0	0	0	0	0
計	47	51	2	27	0	0	49	78

※法人数・学校数は各所在地による

（助成部 補助金課）

平成十九年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

十九年度の私立大学等経常費補助金の第一次交付については、六一四法人八六六校に対し、一、二九二億五、〇七九万八、〇〇〇円を交付しました。

第一次交付の交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助分を含む）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の六費目です。

今回交付した補助金額は、十九年五月一日現在の専任教職員数・学生数等を基礎とし、補助単価及び学部系統区分については改正後のものを用い、係数等については原則として十八年度の配分基準により補助金額を算定し、さらに圧縮率を乗じて得た金額です。

なお、今回交付しない研究旅費、認証評価経費及び特別補助については、二十年三月に交付する予定です。

区 分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大 学	法人 492	校 521	千円 -	千円 117,248,870
短期大学	121	342	-	11,744,611
高等専門学校	1	3	-	257,317
合 計	614	866	328,050,000	129,250,798

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎ 〇三（三三三〇）七八八一～七八八八

Eメール hjokin@shigaku.go.jp

連載
リレー

再生へのキーワード

第五回 産業界の期待と大学の存在意義

味の素株式会社顧問 山野井 昭雄

編集部の要望による本論考のポイント
は、産業界から見た地方在の中小規模の
私立大の再生へのキーワードは何か、と
いうものである。実は、このテーマは数
年前の国立大の法人化論議の中で、日本
経団連が法人化と身分の非公務員化の方
向に賛同の意を表した事と通底する点が
あるので、先ずこの面から話を進めたい。

1. 法人化による多様化を求めて

日本経団連の主張の背景には、産学連
携を通して、国内の大学と海外の大学と
の研究開発及びこれを通した人材育成の
対比があった。詳細は既にいくつかの機
会に発表しているので略すが、問題意識
の中で、それ迄の文科省の一機関という、
相対的に均一性の高い状況の打破が必要
との判断が強くあった。文科省主導のこ
の法人化の方向に対し、大学側から賛成
意見と並んで強い反対論があり、その中
に地方の国立大からのものもあった。そ
の内容は、二極化が進み、結果として地
方国立大の衰退を招く可能性があるとの
危機感に基づくものであったと記憶する。
市場原理に基づく厳しい競争場裡に置か
れている産業界にとって、この地方国立
大の危機に一理あることは理解していた
が、それでもなお法人化を是としたのは、

地方国立大がブランド力のある都市型国
立大化を目指して、ミニ〇〇大学を目指
すのであれば、危惧通りになる可能性は
否定しないが、その一方で独自のアイデ
ンティティを主張することで存在感を示
し、結果として国立大の多様化を進める
道を時間がかかっても進んで欲しいとい
う強い願いがあったからであり、そして
その力を内在させていると考えたからで
ある。因みに、産業界に於いて、中小規
模の企業が同じ業種の大企業と同じ軸足
で同じ軌道で対抗すれば、大変厳しい戦
いになることは自明であり、大企業とは
異なる独自性を醸成することが、生き残
り、更に発展する道であることを示す実
例はいくらでもある。大学でも同様なこ
とと言えるのではないだろうか。

2. 社会との接触面の拡大

― 独自性の確立に向けて ―

さて本題に戻る。産業界は、もともと
私立大は独自性に特徴があり、多様化し
ていると見ている。建学の精神に基づき、
各々がアイデンティティを打ち出してい
ると考えている。ただ最近の「月報私学」
を拝見すると、都市型の大規模校に比べ
地方の中小規模校はいろいろな面で厳し
い状況にあることが論じられている。国

立大よりは多様化され、独自色を打ち出
しているはずの私立大に於いても、なお、
二極化の時代の流れの中にあると認識さ
れる。一つの救いは、地方中小規模校の
中にも二極化があり、発展のレールに乗
って存在感を高めている大学が厳然とし
て存在するという事実である。今後の再
生のあり方を問う中で、その原因究明は
有意義であることは間違いない。但し、
地方の中小規模校の問題が国公立大にも
共通するのであれば、その背景は広く且
つ深いものがあると言わざるを得ない。
つまり社会のカルチャーに関わりのある
問題と考えられ、故にこのカテゴリーの
大学の厳しい状況を改革することは、大
変に難度の高いものと心する必要がある。
ただ、こうした流れのままでは再生は覚
束ない。変えて行くには、つまり大学自
身も変わっていくには、どうすればよい
のか。

先ず、その大学の存在意義、すなわち
アイデンティティが、時代の変化の中で、
不変なものなのか否か。つまり社会が何
を求め、何を期待しているのか。それを
知るためには大学の方から基本理念や目
標、実行計画や実施状況等について学外
へ向かって、より積極的に発信すること
が大切である。発信すれば何らかの反応
が出て来よう。発信しなければ反応は得
ない。又、産業活動との対比の話で恐縮
だが、企業が社会に発信するアウトプッ
トは製品や情報やサービス等になる。そ
れが社会にとって、或いは個人にとって
有益なものか判断されれば、そのアウト
プットは受け入れられ、購入される。価

今月のトピック (編集部より)

「社会との2ウェイ・コミュニケーション」
企業は常に発信したもののについて評価
を受け、繁栄・衰退が決まります。これ
は大学でも同様です。アイデンティティ
確立のための情報発信、また人材という
アウトプットによって、社会との接触面
を広げ意思疎通を図り、社会からの評価
を受け止めることが重要なのです。

格には利益分が含まれているが、それを
含めて受け入れるということは、その企
業がその利益を使ってもっと大きくなっ
て、もっと多くの有用なアウトプットを
出して欲しいという、購入者の評価と期
待の表示と捉えることが出来る。逆に、
社会が、個人が、その企業のアウトプッ
トの意義を認めないのなら、当然売れな
いからその企業は衰退し、やがて消滅す
るか、どこかに買収されてしまう。

アウトプットによって、社会との2ウ
エイ・コミュニケーションを通して、常
に評価を受けているのが企業の姿である。
このような市場原理に基づく状況につ
いて、大学と企業を同一平面で論ずるこ
とは問題があるが、共通する部分もある
と考えるので、あえて企業の例を申し上
げた。

大学の場合、一つ大事なことは、反応
してくる社会の声を全てを受け入れる必
要は毛頭ないと考える。あくまでもアイ
デンティティのあるべき姿の構築の道筋
の中で、取捨選択することが大切である。
社会との接触面を広げ、意思疎通を図る
大学の姿勢を見て、自分ももっと広く社

会の事を知らうという気持ちに火を着けられた学生が独りでも多く出ることも、期待される影響の一つになろう。期待したい波及効果である。

3. 大学のアウトプットの一つとしての新入社員（技術系）について

ここで視点を変えて、産業界が技術系の新入社員達をどう見ているかについて若干述べてみたい。アウトプット論議で言えば、卒業する若者達は大学側のアウトプットの極めて重要な一翼を担うものだからである。筆者が平成十八年六月まで担当していた日本経団連の産学官連携推進部会で最も多く論議し提言も行ったのは、特に技術系の人材育成に関わる事柄であった。技術系に焦点を絞ったのは、我が国の進む方向である科学技術創造立国の実現のために、研究開発とこれを担う人材育成のあり方が、当該部会の主要テーマであったからである。勿論良い面はあるのだが、ここでは課題として挙げられたポイントだけ記す。企業に入って何を目指すのか、という目的意識が今一つ不明確、専門分野の知識自体には特に問題はないが、周辺の関連分野や基本になる一般教養の知識、素養の不十分など知識の幅が狭い、指示待ち的傾向がある、自分の意見を周囲に伝達するコミュニケーション力、プレゼンテーション力の不足、等々。

以上の企業側の見方に対して、若者自身はどういう意見を持っているのだろうか。入社三～五年の技術系若社員にインタビュー及びアンケート調査を行った

結果は、企業側の見方を裏付ける内容であった。例えば、七〇%強の人達が、大学での講義や実験の内容が実社会にどのようなに活用され役立っているのか、実例を挙げて教示してくれていれば、学ぶことの意義がはっきりして、もっと明確な目的意識をもって社会に出られたのにか、又、自分の専門を越えて、他分野の人達ともっと交流しておけば、知識の幅の拡大に有用だったのとか、又、四〇%ぐらいの人達が、コミュニケーション力、プレゼンテーション力、語学力を在学中にもっと勉強して充実させておくべきだった等々、大学時代の反省として述べている。

上記の各種の素養は、企業人としてだけでなく、広く社会の様々な領域で求められているものと考ええる。以上、大学のアウトプットである人材について、日本経団連での経験の一端を申し述べた。

4. 大学の対応への期待

二つのポイントについて、大学への期待を述べさせて頂く。

一つは、教育の問題。即ち人材育成についてである。

筆者は大学人として勤務した経験がないので、カリキュラム等について述べる資格はない。只、企業生活での体験から推して、いろいろな専門分野の学生が専門を超えて交流し、意見をぶつけ合い、相互に影響を及ぼしながら切磋琢磨する場や機会の設定が大事なポイントになると考えている。

つまり、異なるカルチャーの人材がシ

ヤッフルする環境を通して鍛えられれば、変容し続ける社会環境の中に入って、主体性をもって柔軟に対応し、ねばり強く生きる若者が今以上に輩出して来ることが期待される。

今一つは、個々の大学のアイデンティティをどう確立し強めて行くかである。このための情報発信による2ウェイ・コミュニケーションの重要性については前述した。これに加えて、地方の中小規模私立大が所在するその地方の振興に、産学官連携を通して積極的に関わる活動を、今迄以上に展開して行くことが存在感を高めると共に、他地域の中小規模校との違いも打出せるのではないかと考える。

地域によって、そこに所在する大学への期待や要望は、共通点がある一方で、異なる部分があるからである。我が国の産業はいわゆる大企業だけで成立しているのでは決してない。中小規模企業や地域産業を担う企業等の大きな力を除いては全く成り立たない。

今、地域振興が国策として掲げられている中で、地域在の大学の任は愈々重しを実感する。地域振興では大学の知が源泉となり、その知を産業技術を含め地域の活性化にどう繋げるかがキーになる。

仕組み全体は行政がサポートする。即ち地域の産業や文化を含め、地域振興の中心になるのは、地域在の大学であると考ええる。ここで一つの課題は、同じ地域在の国公立大との関係である。私立大と同じく、これらの大学も生き残りをかけて、当然地域振興に強くコミットして来るだろう。この場合、お互いにライバル関係

になるよりも、各々が持ち味や得意技を明確にし、分担して、共通の旗印の下に協力して、地域振興を進める智慧と工夫が求められよう。

5. おわりに

以上、地方にある中小規模私立大に焦点を当てて、再生へのキーワードを産業界の立場から考察してみた。筆者の述べた事などは既に実施し、更に進捗を図っている大学も多い事と拝察する。但し、誤解を恐れずに言えば、大学には長い伝統に基づくカルチャーがあり、急激な変革には馴染み難い体質があるように見える。

この観点に立てば、筆者の記した内容によつては、現実化には相当な困難が伴うし、長い時間の必要なものもある。或いは、あまりにも理想論で一方的視点だとのご批判もあるだろう。しかし、少子化の進む状況で、個性化、多様化の中に存在感の高揚を求めて、厳しくても一歩一歩根気よく前進することが、将来の展望を開く王道であると実感している次第である。

山野井 昭雄（やまのい あきお）

昭和十年生まれ。東京大学農学部卒業。昭和三十三年味の素㈱入社。同社食品開発研究所長、常務取締役、代表取締役専務、代表取締役副社長、技術特別顧問を歴任。平成十七年より同社顧問、現在に至る。平成十三年七月より平成十八年六月まで財団法人日本経済団体連合会産学官連携推進部会長を務める。

学校の経営改革事例

短期大学の学生募集活動

―埼玉女子短期大学（埼玉県日高市）の事例―

埼玉女子短期大学は、商学科と国際コミュニケーション学科の二学科を有し、総定員六百人の短大である。武蔵野の自然を色濃く残す埼玉県日高市にあり、学生募集に苦しんだ時期もあったが、決してロケーションをハンデとすることなく、キャンパスは伸び伸びとした雰囲気、学生には活気があり、最近では毎年安定した学生数を確保している。今回は募集・入試担当教員に学生募集に成功している秘訣をお伺いした。

経営改善委員会の設置

この短大の経営改革への道は、二〇〇三年度に理事会の下、経営戦略懇談会の設置から始まった。少子化と女子の四大進学志向が進んでいたことから将来的により厳しい状況に陥る可能性があるため、学長をトップとして学生募集、カリキュラム、就職など、多岐にわたる議論を毎週のように重ね将来構想をまとめて理事会に報告した。その報告書では数値目標も打ち出し、具体的な方策まで

細かく盛り込まれた。理事会は強いリーダーシップを発揮し、教職員を導いていたのであった。

将来構想では、この時点で四年制大学を設置するというような冒険はすべきではないということ、当面は短大でいくという方向性を明確にした。十八歳人口の全てが、流行と人気のある分野ばかりを目指すわけではない。目標の見えにくい学生たちに目的意識と職業意識をもたせ、社会人として立派に就職させることが短大の生きる道と定め、「キャリア短大宣言」を行った。

この短大は、学生のための短大ということ強く意識することで、ある程度志望分野が明確な学生ばかりでなく、いろいろな分野に興味があり、迷いながら進路を明確にできていない学生にも、多彩な学びや体験によって学習意欲や判断力を向上させていきたいという強い思いがある。このことは保護者や高校教員にも共有している考えではないだろうか。そこでこの短大は、柔軟なコース制とキャリアサポートプログラムを打ち出した。

学生募集について、このような点を特にアピールした。

埼玉女子短期大学は、二〇〇四年度に「インターンシップとキャリア短大構想」というテーマで、※現代G Pを取得している。このことからわかるとおり、この短大の特色は、十一の多彩なコースとインターンシップにある。いろいろな分野にチャレンジできることは学生にとっても魅力である。また、コース制の特色として、コース変更にも柔軟に対応していることがあげられる。少なからず学生の満足度向上にも貢献しているようだ。

この短大のコース設定の特徴は第一に教職員が一体となり、学生のニーズに合わせて、毎年コースの内容を検討し見直しているところにある。第二の特徴は多岐にわたるコースを設けるにあたり、専任教員が新たな分野について勉強をするなどして対応し、どうしても困難な分野については外部の講師に依頼している点である。

インターンシップ制度については、現在、一学年の三分の二程度の学生が参加している。夏・秋・春に約三週間、冬に二か月間インターンシップで実社会を体験している。研修先は短大独自で開拓し、研修中も学生ケアの面を考慮して、教員が中心となり直接企業を訪問している点もこの短大の特徴である。「学生たちは



埼玉女子短期大学の教室棟

二か月のインターンシップで勤めの厳しさを知って帰ってきます。ある意味では大学生よりも社会を知っているかもしれないね。」という募集・入試担当教員の言葉には、学生に対して抱く自信と期待感がうかがえた。

学生募集活動

広報・宣伝について、電車や新聞の広告は学内関係者向けの広報活動と位置づけて、参画には比較的消極的である。進学・受験雑誌を中心に受験者向け広報・宣伝活動に重点を置いている。

入学案内書は、A4版の横型にするこ

益な意見は募集活動に反映させるようにしている。案内書の表現については、学科名だけでなく、よりコース名を強調してコース内容を詳しく説明している。また、親近感がわくように表紙をはじめ在学生の表情が良く出ている写真をできるだけ載せるように心掛けている。毎年、入学案内書やオープンキャンパスなどについて自由な意見を聞くために、高校生のアリリング会を実施している。常に高校生の目線に立ってアピールするためだ。

高校訪問は適性を考慮して募集・入試委員会の教員と事務職員で担当校を決めて実施している。地元校を中心にボリュームゾーンとなる高校との信頼関係の構築・維持と情報交換の機会としている。また、夏休みなどを利用して、就職の内定した在学生の希望者が母校訪問を行っている。その現場では、学生生活や就職活動の苦しみや喜びに話が弾んでいるようだ。

学生募集の促進活動として学外で行われる進学ガイダンスへの参加は重要である。高校生の動員状況にもよるが、対面で話せることが効果的である。オープンキャンパスへの直接的な参加促進にもなっている。

オープンキャンパスは、参加者数でその年度の出願者が決まってしまうほど重要な活動である。参加者の二人に一人が

出願し、複数回の参加であれば、出願率は格段に上昇する。年間三〇回程度実施しているが、求める出願者数のために、必要なオープンキャンパス参加者数を逆算すると現状のような回数になる。多少の参加人数のばらつきはあるが、実施してマイナスになることはない。

オープンキャンパスの運営は、学生が中心に行っている。高校生の頃に生き生きと活躍している先輩を見て感激し、彼女等に憧れて入学してきた学生が、自分から参加を希望して加わってくるケースも多い。オープンキャンパスの内容は、午後から約三時間、各回ともテーマを設けて実施している。学校概要と学生募集要項等について短大の教員が説明するのは二〇〜三〇分程度とし、できるだけコンパクトにしている。卒業生や在学生とのスピーチや懇談は好評である。カリキュラムや入試などの制度については、教職員が対応するが、学生生活全般については学生たちが個別対応している。

オープンキャンパスへの参加者促進には通常であれば実施回数程度のDMを送っている。開催一週間前までに到着するが効果的なようだ。また、オープンキャンパスのポスターは、掲示しやすいA3サイズで高校生に好感のもてるキャラクターをメインに展開している。



オープンキャンパスの様子

今後の短大運営で大切なこと

募集・入試担当教員によると、今後の短大運営で大切なことは次の三つだという。

まず第一に、短大は明るくはないといけない。ワクワク感がその短大の魅力になる。滑り止め校ではなく本学が第一志望という学生を多くもつことが大切である。第二志望以下の不本意入学が多い大学は、元気がなく、沈んだ雰囲気のある学校になるだろう。

第二に、これからの短大はある一面としてサービス業という感覚をもつことだ。短大がサービス業であることを、先

生方がどれだけ意識して学生にかかわっているかがポイントである。「学生が集まらなくなったら、この短大は終わりだ」という共通の危機感が教職員全体に浸透していることが、その短大にとって一番の強みである。

第三に、学生は年齢の近い教員に惹かれるので、若い教員も大切にする必要がある。若い先生を採用すると、短大はがらりと変わる。また、企業経験者のエネルギーを学校に注入することが大切であり、近年は任期付で教員を採用し、好評を得ている。どのような組織でも、若い血や外部の血を導入しないと、停滞していくことになるからだ。

※現代GPとは、社会的要請の強い政策課題に対応した優れた教育プロジェクトを文部科学省が選定する制度。この制度の初年度となった二〇〇四年度、私立短大では埼玉女子短期大学を含め全国で三校が選ばれている。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営相談センター

☎ 〇三（三三三〇）七八五二
Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定 寄付金

Q & A

私学事業団では、私立学校の教育研究の発展のために、企業などの法人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する「受配者指定寄付金」業務を行っています。この寄付金については、寄付者に対して税制上の優遇措置を受けることが認められており、学校法人は有効な募金活動を行うことができます。

ここでは、受配者指定寄付金制度の利用にあたって寄せられた質問をQ & A形式にまとめました。また、この他にこれまでに寄せられた質問をQ & Aとして本事業団ホームページに掲載していますので、ご利用の際の参考としてください。

Q 受配者指定寄付金制度を利用して募金を始めたいのですが、寄付金の送金に使用する「振込依頼書」はどのくらいの期間で送付していただけますか。

A 「受配者指定寄付金連絡票」が提出されてから、原則として一週間程度で送付いたします。

Q 受配者指定寄付金制度を利用する際に審査があるようですが、審査手数料等の費用を請求されるのでしょうか。

A 受配者指定寄付金を利用する際に審査手数料はかかりません。したがって、寄付者（企業等）や学校法人に審査手数料等の費用を請求することはありません。

Q ある学校法人への寄付を検討していますが、私学事業団ホームページに掲載している「受配者指定寄付金配付事業一覧」に検討している学校法人名がありません。この場合、受配者指定寄付金として寄付することは可能でしょうか。

A 本事業団のホームページに掲載している「受配者指定寄付金配付事業一覧」は、本事業団から配付を受けた学校法人の事業を掲載しているもので、現在、寄付金を募集しているにも配付を受けていない場合や、これから募金活動を始める場合などは掲載されていません。

したがって、学校法人名が掲載されていない場合でも、受配者指定寄付金を利用して学校法人へ寄付することは可能です。

ただし、寄付に係る事務手続きについては、寄付先として指定する学校法人が行うこととなりますので、寄付を申し出る際には、学校法人へご連絡ください。

なお、寄付金の対象となる学校法人および学校、寄付事業等については、本事業団ホームページに掲載している「寄付金事務の手引」をご参照ください。

Q 既存の学校法人ですが、新たな学校の設置にあたり経費の一部を寄付金で賄う計画があります。募金活動にあたり受配者指定寄付金制度を利用したいのですが、留意点について教えてください。

A 既存の学校法人が、新たな学校（学部、学科等を含む）を設置する費用に受配者指定寄付金制度を利用する際の主な留意点は次のとおりです。

① 寄附行為の変更認可

新設学校の設置に必要な財源の一部を寄付金で賄うために受配者指定寄付金を利用する際には、募金の開始以前に新設学校の設置に係る寄付金募集を行うための寄附行為の変更認可を受ける必要があります。（昭和六十二年三月十六日付け文高行第百十号「学校、学部等の新設のための寄付金に関する所得税法及び法人税法上の取扱いについて（通知）」及び平成十一年五月二十四日付け文高行第五十八号「日本私立学校振興・共済事業団を通じて受配者指定寄付金制度の拡充について（通知）」参照）

また、寄附行為の変更認可を受けた後、寄附行為変更認可書及び変更後の寄附行為を本事業団に提出してください。

② 募金スケジュールの検討

認可申請時に、設置に必要な財源をその財源計画等において全額自己財源として収納していなければならないケースなどがあり、寄付金の必要時期にあった募金スケジュール作成が必要となります。

なお、本事業団から学校法人に寄付金を配付するまでの期間は、寄付金の配付申請から一か月程度かかりますので、ご注意ください。

③ 寄付者の確保

受配者指定寄付金では広く一般に募集されている必要があります。一社のみの寄付で設置財源をすべて賄うことのないようにしてください。また、設置認可の審査等では、寄付者との関係等により寄付金として設置経費に算入されない場合がありますので注意が必要です。なお、設置経費として算入されない寄付者の取り扱いについては所轄庁にご相談ください。

主な留意点は以上となりますが、学校等新設に係る受配者指定寄付金の利用については、通常の事務手続きと異なる部分がありますので、事前にご相談ください。いますようお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 〇三（三三三〇）七八九一〜九三

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

共済事業の年間報告(平成19年)

■ 別府・皆生・道後の宿泊施設を廃止(1月31日)

■ 掛金率の改定(4月1日)

□ 長期給付分掛金率の改定

長期給付分掛金率は毎年、0.354/100引き上げることとなり、19年度は11.522/100となりました。

□ 介護分掛金率の改定

19年度の介護分掛金率を0.879/100に改定しました。

■ 年金額の改定(4月1日)

19年度の年金額は据え置きとなりました。

■ 年金制度の改正(4月1日)

①離婚時の年金分割制度の導入②70歳以上の在職中にかかる支給停止の導入③65歳以降の退職共済年金の繰下げ制度の導入④本人からの申し出による年金支給停止制度の導入⑤65歳以上の遺族共済年金の支給方法の見直し⑥若齢期の妻に対する遺族共済年金の有期給付の導入

■ 短期給付の改正(4月1日)

①短期給付にかかる標準給与の月額の上限を121万円に引き上げ②短期給付にかかる標準給与の月額を年度の給与の合計額540万円とする③70歳未満者の入院にかかる自己負担額のうち高額療養費相当分について現物給付化④任意継続加入者に対する傷病手当金・出産手当金を廃止⑤退職後6か月以内に出産した場合の出産手当金の支給を廃止⑥出産費付加金及び家族出産費付加金の支給額を一見につき5万円に変更⑦埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金の支給額を2万5千円に変更⑧任意継続加入者に対する傷病手当金付加金を廃止⑨出産費・家族出産費の医療機関による受取代理の導入

■ 加入者証等の更新(12月1日)

平成19年12月1日から22年11月30日まで3年間有効の加入者証等を交付しました。

ガーデンパレスの年末年始期間中の営業

ガーデンパレス名	営 業 日							年末年始期間中の宿泊料金	備 考
	12/28	29	30	31	1/1	2	3		
札幌ガーデンパレス ☎ 011 (261) 5311	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	・洋食レストランは通常営業 ・四川飯店は12月29日～31日まで休業 1月1日から通常営業 ・三が日は御神酒を用意しております
仙台ガーデンパレス ☎ 022 (299) 6211	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	・全館通常営業
東京ガーデンパレス [㊟] ☎ 03 (3813) 6211	○	△ ※	×	○	○	○	○	特別料金(1泊朝食) シングル 12,000円～ ツイン 23,000円～	・特別料金期間 12月31日～1月2日 ・洋食レストラン・和食堂は正月限定メニューとなります
名古屋ガーデンパレス ☎ 052 (957) 1022	○	○	○	○	○	○	○	通常料金 年末年始特別宿泊 プラン(1泊2食) 1名様 12,000円	・洋食レストランは11:30～21:00営業 ・和食堂は17:00～21:00営業
京都ガーデンパレス [㊟] ☎ 075 (411) 0111	○	○	○	○	○	○	○	特別料金(1泊2食) シングル 17,902円～ ツイン 34,650円～	・特別料金期間 12月31日～1月3日
大阪ガーデンパレス [㊟] ☎ 06 (6396) 6211	△	×	×	○	○	○	○	年末年始特別宿泊 プラン(1泊2食) 1名様 12,600円～	・特別料金期間 12月31日～1月3日 ・和食堂・洋食レストランは通常営業 (和食堂は正月限定メニューとなります)
広島ガーデンパレス ☎ 082 (262) 1122	△	×	×	○	○	○	○	通常料金	・和食堂は31日夜より通常営業
福岡ガーデンパレス [㊟] ☎ 092 (713) 1112	△	×	○	○	○	○	○	通常料金 年末年始宿泊プラン (1泊2食) 1名様 11,000円～	・和風レストランは通常営業 (12月31日～1月3日は正月限定メニューとなります)

○=営業 ×=休館 △=チェックアウトまでの営業 ㊟=予約制

※10:00 チェックアウトとなります。

特定健診・特定保健指導

特定健診データの提供方法など、事務処理の流れ

現在、私学事業団では、平成二十年度から始まる特定健診等の実施にかかる準備作業を進めています。円滑に実施するためには、学校法人等の協力が不可欠です。

今月号では、学校法人等が加入者の特定健診データを本事業団に提供するにあたり、ご理解いただきたい内容についてお知らせをします。

なお、二十年度における特定健診等の事務のスケジュールを下表に掲載しました。また、次ページには特定健診・特定保健指導の流れを図表で示しています。

■学校法人等が提供する特定健診データの対象者

二十年度六月に、特定健診結果データ提出の依頼通知と特定健診対象者リストを送付します。対象者リストの抽出条件は、以下の全てを満たす方です。

- ・当該年度四月一日及び対象者抽出日（五月末を予定）に在職中である、甲1種・甲2種・乙1種・乙2種加入者
- ※四月二日以降に資格取得した方は対象外

・当該年度までに四十歳から七十四歳に到達する方（二十年度の場合↓昭和九年四月一日〜四十四年三月三十一日生まれ）

これらの対象者の中から、以下の条件に当てはまる方を除いて特定健診データを作成し、提供していただきます。

- ①学校法人等がデータを提供するまでの間に資格喪失した方

- ②妊娠婦その他の厚生労働大臣が定める者（海外在住、長期入院等）

※②の方については、別途届け出をいただくとのことになります。

■学校法人等が提供する特定健診データ

(1) データの提供方法

特定健診等を円滑に低コストで実施するためには、定期健康診断結果の中から特定健診に関するデータを電子データで提供していただくことが重要となります。提供していただくようご協力ください（データの形態は前月号十一ページを参照してください）。

(2) 提出方法

書留・簡易書留もしくは配達証明により提出していただく予定です。

(3) 提出期間等

【提出期間：六月から九月三十日】

健診結果によって保健指導が必要な加入者には保健指導を受けていただくこととなります。当該年度内に保健指導を行

う期間を確保するためにも、提出期間にかかわらず健診終了後速やかに提出してください。

なお、提出期間までに健診結果を提出できない場合や十月以降に定期健康診断を実施する学校法人等については遅くとも一月三十一日までに提出してください。

<20年度特定健診等スケジュール（予定）>

月	私学事業団	学校法人等
4月	○特定健診等実施準備 ・対象者抽出準備	○定期健康診断の実施 ○特定健診結果データ送付準備
5月	○特定健診等対象者抽出	
6月	○特定健診の案内通知・対象者リスト・受診券等の送付 ○学校法人等からの特定健診結果データを受付後、結果通知と保健指導対象者への案内文及び特定保健指導の利用券を発送（加入者分は学校経由・被扶養者分は住居あて） ↓ ○保健指導の開始	○特定健診受診券等の被扶養者分配付（加入者経由） ○定期健康診断終了後、特定健診結果データを順次送付 ○結果通知・保健指導対象者への案内文配付（加入者分）
7月		
8月		
9月		↓ 提出期間終了（9月末）
10月		
11月		（注）
12月		
1月		↓ 提出期限（1月末）
2月		
3月	特定保健指導の利用受付終了	

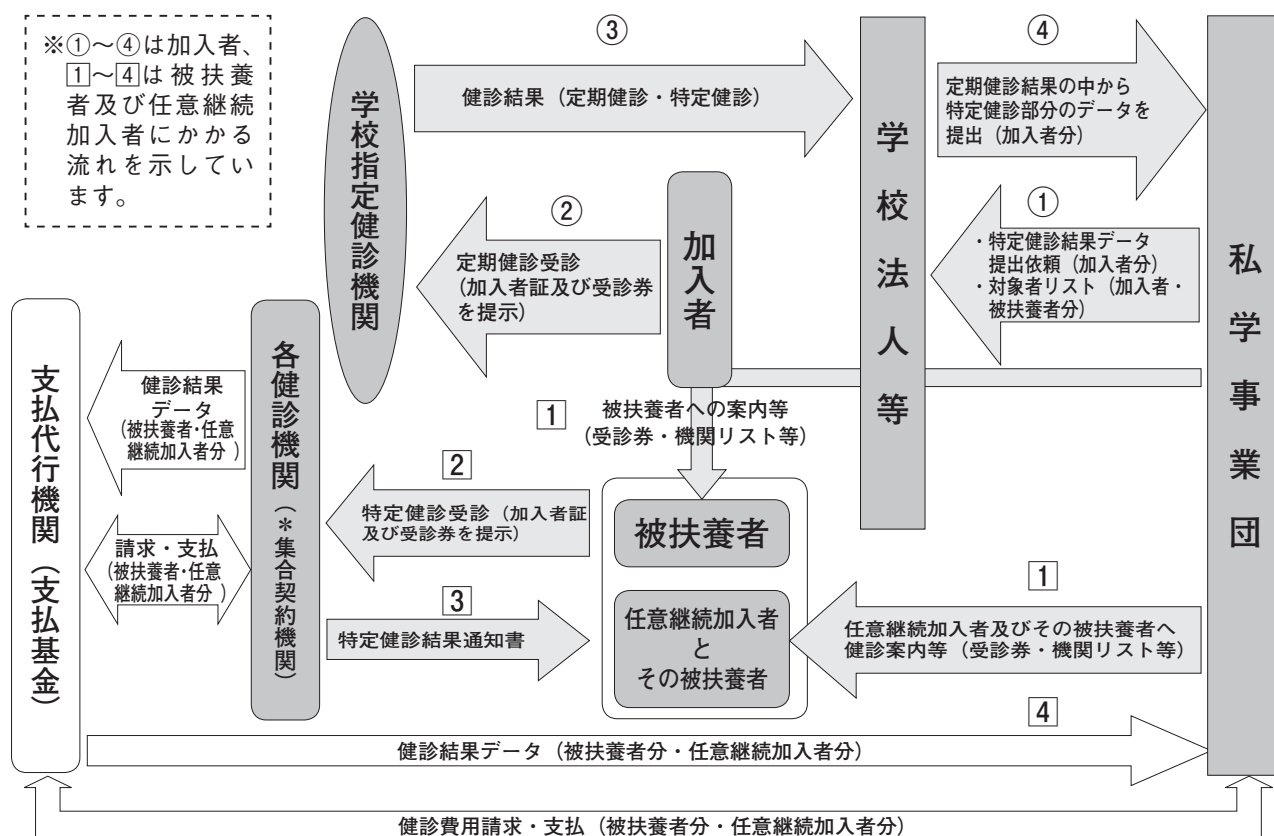
（注）特定健診結果データ提出の締め切りについて

- ①保健指導開始から評価までに要する期間を考慮し、一旦9月末日を締め切りとします。
※定期健康診断を10月以降に実施する学校法人等については1月末日まで受け付けます。
- ②2月以降にデータを提出した場合は、当該年度に保健指導を受けることができない場合があります。

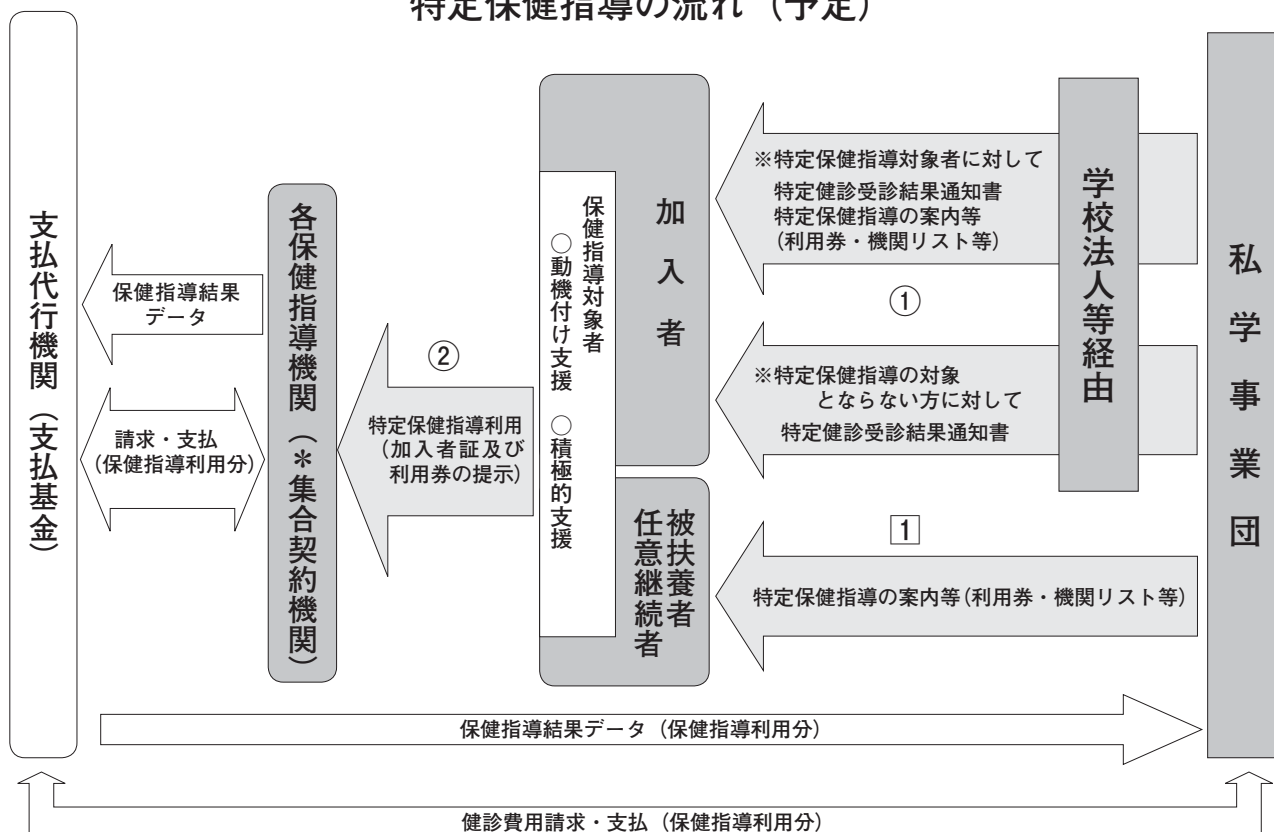
前月号十二ページに掲載した標準的な質問票の取り扱いが変更になりました。質問項目1・3「服薬」と8「喫煙」に関する項目のみが必須科目となりました。その他の項目の取り扱いについては、決まり次第お知らせします。

特定健診の流れ（予定）

※①～④は加入者、
①～④は被扶養者及び任意継続加入者にかかる流れを示しています。



特定保健指導の流れ（予定）



平成二十年四月から

後期高齢者医療制度がスタートします(2)

前月号で後期高齢者医療制度の概要についてお知らせしましたが、今月号では、私学共済制度上の変更点と事務取り扱いの概要についてお知らせします。

後期高齢者医療制度の対象になる方は、短期給付の適用から除外されます

新たに後期高齢者医療制度の対象になる方は、次のとおりです。

- ・七十五歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者
- ・六十五歳以上で、一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者

後期高齢者医療制度の被保険者になった方は、私学共済制度の短期給付の適用から除外されますので原則として給付はありません（被扶養者の場合は取り消しとなります）。

加入者の方が短期給付の適用から除外されまると、それと同時にその方の被扶養者は年齢に関係なく私学共済制度の被扶養者でなくなります（七十五歳未満の被扶養者であった方は、原則として国民健康保険に加入することになります）。

該当者の事前連絡を行います

本事業団では、加入者及び被扶養者が七十五歳になる前に、学校法人等あてに短期給付が適用除外になる旨の事前連絡を送付します。

短期給付の適用除外の時点と事前連絡の方法は、次ページをご覧ください。

加入者証の返納と送付

①短期給付の適用除外となった方は、私学共済制度の加入者証を使うことはできませんので、加入者証は返納してください。

②加入者本人が七十五歳未満で、被扶養者が七十五歳に達する場合など、被扶養者のみ短期給付の適用が除外される場合は、本事業団で自動的に被扶養者の取り消し処理を行った後、新たな加入者証を学校法人等あてに送付します。この場合も、古い加入者証は返納してください。

③二十年四月以後に交付する加入者証の有効期限は原則二十二年十一月三十日になりますが、有効期限までに七十五歳に達する方については、七十五歳の誕生日の前日が有効期限になります。

加入者への資格証明書の送付

後期高齢者医療制度の適用となり短期

給付の適用除外となった加入者については、加入者本人やその被扶養者も含め、住所地の市町村等で新たな保険制度への加入手続きをすることが必要な場合があります。本事業団では、その手続きに必要なとなる「資格証明書」を学校法人等あてに送付します。

送付のタイミング

- ・次ページの①及び②に該当する加入者
↓事前連絡に同封します。
- ・次ページの⑤及び⑥に該当する加入者
↓障害状態にかかる異動処理後に送付します。

【掛金の取り扱い】

①私学共済制度の短期給付の適用を除外された月分以後の短期掛金の納付は必要ありません。

※ 長期給付の適用（七十歳未満の加入者）は従前と変わりませんので、障害の状態を理由に短期掛金の納付が不要な加入者でも、七十歳未満であれば長期掛金を納付する必要があります。

②任意継続加入者にかかる「前納割引制度」について

任意継続加入者には毎年三月上旬に翌年度分の掛金納付通知書を送付してありますが、二十年四月一日から七十五歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月までの月数が一か月しかない任意継続加入者については、掛金の前納割引制度の対象になりません。

（事例）

五月に七十五歳の誕生日がくる方については、四月から短期給付の適用除外の日（七十五歳誕生日）の属する月の前月までの月数が四月の一か月しかありませんので、前納割引の対象になりません。

【福祉事業の取り扱い】

保健事業

七十五歳に到達すると、原則として保健事業の対象にはなりません。

ただし、百貨店、専門店、葬祭店などの割引事業、介護ビデオ貸し出しの事業は福祉施設等利用証などを提示することにより利用することができます。

宿泊事業

福祉施設等利用証などを提示することにより利用できます。

貸付事業

七十五歳以降の新規貸付は受けられません。しかし、七十五歳に到達する前に貸付けを受けている方で在職中の方は、その間、引き続き定期償還での償還ができます。

※ 詳細につきましては、事前連絡でお知らせします。

短期給付の適用除外の時点と学校法人等への事前連絡

対象者の区分		短期給付適用除外の時期	事前連絡（予定）	備 考
①20年4月1日以前に75歳に達している加入者 （昭和8年4月1日以前生まれ） 【制度の切り替え時】		20年3月31日において短期給付に関する規定の適用については退職したとみなされ（以下「みなし退職」といいます）、4月1日に短期給付の適用から除外されます。	20年1月下旬から2月中旬にかけ、学校法人等に連絡	（注） ①②に該当する加入者に扶養されている被扶養者 「みなし退職」により加入者が短期給付の適用から除外されますと、それと同時に被扶養者は年齢に関係なく私学共済制度の被扶養者でなくなります。
②20年4月2日以後に75歳になる加入者 （昭和8年4月2日以後生まれ）		75歳の誕生日の前日が「みなし退職」の日になり、その翌日に私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。	75歳到達月の前月の上旬に、学校法人等に順次連絡	
③20年4月1日以前に75歳に達している被扶養者 （昭和8年4月1日以前生まれ） 【制度の切り替え時】		20年3月31日まで私学共済制度の短期給付の適用を受けますが、4月1日に被扶養者は取り消しとなります。	20年1月下旬から2月中旬にかけ、学校法人等に連絡	この事前連絡にかかる被扶養者の取消申請は不要です。
④20年4月2日以後に75歳になる被扶養者 （昭和8年4月2日以後生まれ）		75歳に達する日（75歳の誕生日の前日）まで私学共済制度の短期給付の適用を受けますが、その翌日（75歳の誕生日）に被扶養者は取り消しとなります。	75歳到達月の前月の上旬に、学校法人等に順次連絡	
障害の状態にあると広域連合から認定された方	⑤65歳以上75歳未満で、20年4月1日以前に障害の状態にあると認められ老人保健制度の適用を受けており、4月1日に後期高齢者医療制度の適用となる人 【制度の切り替え時】	20年4月1日に短期給付の適用から除外されます（被扶養者の場合は取り消し）。	老人保健制度の適用を受けていることが本事業団で確認されている場合は、20年1月下旬から2月中旬にかけ、学校法人等に連絡	⑤⑥に該当する加入者に扶養されている被扶養者の取り扱いについては、上記（注）に同じ
	⑥65歳以上75歳未満で、20年4月2日以後に障害の状態にあると認められ、後期高齢者医療制度の適用になる人	後期高齢者医療制度の適用となる日に短期給付の適用から除外されます（被扶養者の場合は取り消し）。	_____	
	※障害の状態にある方については、本事業団に以下の届け出をしてください。 ⑤又は⑥に該当する加入者・被扶養者 「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」（広域連合から交付された被保険者証の写しを添付） 提出時期 ⑤の方は20年4月1日以後速やかに、⑥の方は被保険者資格を取得した日以後速やかに提出してください。			
	※障害の状態でなくなった場合は、本事業団に以下の届け出をしてください。 ⑤又は⑥に該当した加入者がその後障害の状態でなくなり、後期高齢者医療制度の適用除外となった場合私学共済制度の短期給付の適用になりますので、速やかに「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に適用除外になったことを証する書類を添付して届け出てください。 ⑤又は⑥に該当した被扶養者がその後障害の状態でなくなり、後期高齢者医療制度の適用除外となった場合被扶養者としての要件を満たしている場合は、後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書（後期高齢者医療制度を資格喪失した日付が分かる書類を添付）と被扶養者認定申請書（必要書類を添付）で届け出てください。			

※加入者向広報「レター」VOL. 58（11月号）9ページもあわせてご覧ください。

共済業務

〒113-8577
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが大変多くなっております。
電話番号は、お間違えのないようお願いします。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等へ送付します（磁気媒体校及び電算用紙校は除く）ので、賞与等を支給した日から（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）5日以内に提出してください。なお、加入者全員に賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、賞与等の支給がない人がある場合は、その人の支給総額欄を0円又は空欄とせず、**個人番号から賞与等区分まで二重線で抹消してください。**

賞与等支給報告書の記入については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照し、支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。

年内の共済業務関係書類の受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおり行います。

◇資格関係

- ・加入者証等の交付は、12月11日（火）受付分までを年内に発送します。
- ・資格関係の異動報告は、12月14日（金）受付分までを12月分の掛金で調定する予定です。

◇短期給付関係

- ・短期給付関係の請求は、12月5日（水）受付分までを年内に送金する予定です。

◇貸付関係

- ・貸付けの申し込み等は、12月14日（金）受付分までを1月4日（金）に送金します。

※年末の業務は28日（金）までのため、不備のないよう早めに申し込んでください。送金等については、申込書類等に不備等がないことを前提としていますので、書類は余裕をもって提出してください。

相談員の退任

19年9月30日付けで次の相談員が退任されました。
岩手県 古川 靖弘（盛岡スコール高等学校）

加入者向広報「レター」1月号等を1月中旬に学校法人等あてに送付します。

私学共済相談員研修会を開催しました

9月27日（木）から28日（金）にかけ、東京ガーデンパレスで私学共済相談員研修会を開催しました。

今回は、来年4月の改正事項を主として、①後期高齢者医療制度の導入 ②短期給付の改正 ③退職共済年金支給の繰下げ ④特定健康診査等のほか、被用者年金制度一元化の現況について研修を行いました。

私学共済相談員は、事務担当者や加入者等の皆様を対象に地域の事務サービスの不足を補うことを目的としています。ぜひご相談ください。相談員一覧表は平成19年度「事務の手引」1184ページ及び本誌8月号を参照してください。

相談時間は月曜日から金曜日の午後1時から4時です。

12月の共済業務スケジュール

3日（月）	貸付 送金
5日（水）	貸付 11月分定期償還期限
10日（月）	貯金 払込期限（必着）
14日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切 アイリスプラン 医療・傷害補償、介護保障コース 加入申込締切
20日（木）	貯金 送金
25日（火）	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（金）	掛金 11月掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 12月定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 翌月22日送金申込締切

1月の共済業務スケジュール

4日（金）	貸付 送金 掛金 11月分納期限
5日（土）	貸付 12月定期償還期限
10日（木）	貯金 払込期限（必着）
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

年 末 年 始 の 業 務

私学事業団の年末年始の業務は次のとおりです。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○私学振興事業本部・共済事業本部

○各会館の共済業務課

○東京臨海病院（外来診療）

上記のいずれの業務につきましても、年末は12月28日（金）まで、年始は1月4日（金）から平常どおり行います。



○ホームページの休止について

私学振興事業本部のシステムメンテナンスのため、本事業団ホームページのうち、「トップページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）」及び「私学振興事業本部（助成業務）ページ」の閲覧は、12月28日（金）午後5時45分から1月4日（金）午前10時まで休止します。

なお、「共済事業本部（私学共済事業）ページ」は閲覧できますので、（<http://www.shigakukyosai.jp/>）を直接入力してご利用ください。

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見 1-10-12
☎03 (3230) 〈ダイヤルイン〉

月報私学11月号記事の訂正

本誌19年11月号（VOL.119）のINFORMATIONにおいて誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、おわびいたします。

15 ページ 2箇所（表題及び本文）

誤「私立学校等経常費補助金」

正「私立大学等経常費補助金」

私学振興債券、利率1.70%で発行

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・低利の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、11月に「第7回私学振興債券」（10年債）を80億円発行しました。

11月16日に決定した発行条件は、利率1.70%（国債プラス0.22%）、発行価額100円につき99.97円です。

格付はAA（株式会社格付投資情報センター）を取得しています。

財務部 経理第一課 資金係

☎03 (3230) 7830～31

Eメール keiri1@shigaku.go.jp

第7回私学振興債券の概要

債券の総額	金 80 億円
各債券の金額	1,000 万円
社債等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
利率	年 1.70%
発行価額	各債券の金額 100 円につき金 99 円 97 銭
償還金額	各債券の金額 100 円につき金 100 円
期限	10 年（平成 29 年 9 月 25 日償還）
利払期日	3 月、9 月の各 25 日
募集期間	平成 19 年 11 月 16 日（金）
払込期日	平成 19 年 11 月 28 日（水）
担保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	野村證券を主幹事とする引受シンジケート団
受託会社	株式会社三井住友銀行
応募者利回り	年 1.703%

「私立学校のCO₂排出量に係る実態調査」は電子窓口を利用し実施されます

全私学連合が実施する「私立学校のCO₂排出量に係る実態調査」は、大学、短期大学、高専法人を対象に、本事業団の「電子窓口」を利用して実施します。

調査対象法人は、「電子窓口」にアクセスし詳細を確認のうえ、本調査に協力のほどよろしくお願いいたします。

調査ファイルは、11月20日に電子窓口のデータベース課フォルダの「全私学連合」分へ配布しました。

私学情報部データベース課

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

京都市指定 名勝の宿「白河院」

名匠 七代目 小川治平衛 作庭

名建築家 武田五一 設計

数寄屋造りの旧館



柿（こけら）葺きの門

静寂に満ちた情緒溢れる一夜に、観光の合間の足休め（御会食）に種々のプランをご用意。
まずは直接お電話を！

京都 白河院

〒606-8333 京都府京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201

融資事業のご案内

平成20年度融資のご相談もどうぞ！

◆融資金利表（平成19年12月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.1 年%	1.6 年%	1.5 年%
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.2	1.7	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.3
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.6	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団融資は、
長期借入・固定金利・元金据置（最大2年間）・
元金均等返済です。

つまり！
「安定感ある返済計画」が実現します。

さらに！
老朽校舎の建替えには、利子助成制度*があります。
事業団の融資を受けた時点から10年間、支払利息を
バックアップします。

*利子助成率は、以下のとおりです。

大 学 等 ⇒ 事業団の融資金利 -1.0%
高等学校等 ⇒ 事業団の融資金利 -1.5%

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64
Eメール yushi@shigaku.go.jp